

運転免許証の自主返納を支援します

運転免許証を自主返納された方を対象に、
バスまたはタクシーの回数券を交付します。

【対象者】 次のすべてを満たしている方

1. 土岐市に住民登録をしている満65歳以上の方
2. 有効期限内のすべての運転免許証を自主返納された方
3. 市税の滞納がない方



【支援内容】 次のいずれかをお選びください。



1. バス回数券(100円券 46枚)

※ 東鉄バス・市民バス・のってこ共通で使用できます。

2. タクシー回数券(初乗り券 8枚つづり 1冊) → 交付決定日から 1年間有効

※ 1回の乗車で1枚のみ使用できます。差額は現金等でお支払いください。

【手続きの流れ】

1. 運転免許証の自主返納

多治見運転者講習センター(☎23-3437) または 多治見警察署(☎22-0110) で
運転免許証の自主返納後、次の書類を受け取ってください。

- 「申請による運転免許の取消通知書」
- 「運転経歴証明書」 または 「取消しとなった運転免許証」

2. 市役所生活環境課 または 支所にて申請手続き

・申請の際に必要なもの ※ご本人様が申請にお越しく下さい

- 申請書(市役所生活環境課または支所にあります。裏面にもついています。)
- 「申請による運転免許の取消通知書」の写し
- 「運転経歴証明書」の写し または 「取消しとなった運転免許証の写し」
- 委任状(代理申請する場合のみ必要です)

3. バス回数券 または タクシー回数券が郵送で届きます

【申請期限等】

- ※ 申請は、運転免許証を自主返納してから 3か月以内に行ってください。
- ※ 運転免許証の有効期限切れの場合は、対象外です。
- ※ 申請から 2週間程を目安に郵送します。

お問合せ先

土岐市土岐津町土岐口2101

土岐市役所 生活環境課

0572-54-1111 (内線171)